

意見書案第4号

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和7年12月19日

京田辺市議会

議長 久保 典彦 様

提出者

京田辺市議会議員

片岡 勉

〃

〃

有田 幸平

〃

〃

青木 綱次郎

〃

〃

向川 弘

〃

〃

田原 延行

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書（案）

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準は平均6.5%、最大10%引き下げられた（以下、「本件引下げ」という）。本件引下げについて、29都道府県で1,027人の原告が取消しを求めて提訴したところ、本年6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法であるとして本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

本来、法治国家として国は司法が下した判断に従い、速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければならないはずである。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及び傷病者であり、数百万人の生活保護利用者が10年以上にわたって、違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法第25条）及び個人の尊厳（憲法第13条）を侵害され続けている状態にある。最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害回復を、一刻も早く行うことが切実に求められている。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴いこれらの諸制度の対象者にも悪影響が生じたことから、同影響の調査及び被害の回復も行うべきである。

よって、国及び政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 被害者たる全ての生活保護利用者への謝罪、保護費の遡及支給等、被害回復の措置を速やかに行うとともに、原告と原告以外の受給者に分断を生まない対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣